

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

アートスパークホールディングス株式会社

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1

この提案に同意しない。

【理由】

独立した第三者評価機関より算定された公正価値評価相当の金銭を実際に支払って付与されている取引であるため、報酬性はないと考えます。

また、有償として公正価値相当額の金銭の実際の払込みがあるために、公益社団法人日本監査役協会が「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成28年5月20日公表）には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また付与対象者の税務も、権利行使時の給与等課税事由が生じないとしており、従来から会社法も税法も、実務上全く問題が発生していない中、なぜ会計のみが、会社法・税法の取扱いを全否定する内容での議論を進めているのか、どうしても報酬としての取扱いをしようとするのかについて、説明があまりにも足りないと感じますので、説明を求めます。

以上